

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立南中学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

<いじめ防止対策委員会>

構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭

<拡大いじめ防止対策委員会>

構成員：いじめ防止対策委員

+ P T A 会長・副会長、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、
学校教育相談員、御殿場警察署員、市教委生徒指導担当指導主事、児童相談所

3 いじめ防止等のための対策

(1) 人権教育の推進

① 道徳教育の充実

- ・自己肯定感を高める授業の構築
- ・教育活動全体を通じた人権尊重の精神や思いやりの心の育成

② 人間関係づくりプログラムの実施

- ・居場所のある学級経営

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

① 生徒による「南中生徒会新しいじめ撲滅三カ条」の策定

- ・生徒総会による話し合いと実践

② ピア・サポート運動の実施

- ・養護教諭による研修

(3) 保護者や地域への啓発

① 授業参観

- ・道徳や特別活動の授業を公開
- ・ゲストティーチャーの招聘
- ・学級活動で、いじめについて学級で考えるための保護者の意見収集

② 学級・学年・学校だよりの活用

- ・いじめへの取り組みについて、各種たよりを通して、保護者への情報の提供と意見の収集

③いじめ防止部の設置

- ・健やかな心身づくり部内に設置

④PTA委員会での報告

- ・PTA会長 企画委員 運営委員 会員

⑤PTA総会での周知

⑥地域ボランティアとの連携

- ・登下校状況の情報を収集

(4) いじめに関する教職員の研修

①カウンセリングマインド研修

②人間関係プログラム研修

③OJT

(5) いじめの早期発見・早期対応

①日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

- ・休み時間や昼休み等、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける

②スタディプランの活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

- ・担任と生徒が連絡を密にすることで、信頼関係を構築

③「いじめ早期発見チェックリスト」の活用

④アンケートの実施

- ・月1回実施

- ・実施後集計し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で、対策を検討

⑤担任による教育相談の実施

- ・年2回実施

⑥心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談の実施

(6) いじめに対する措置 いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

①いじめの情報を受けた場合、直ちに委員会を開催 いじめアンケート実施後、情報がなかった場合でも開催

②いじめが確認された場合は、委員会を開催

- ・いじめに関与した生徒、保護者への対応を協議

- ・学級、学年への対応を協議

③いじめられた生徒への配慮

<生徒に対して>

- ・事実確認とともに、今の気持ちを受け入れ、共感する。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけ、自尊感情を高める。

<保護者に対して>

- ・発見したその日のうちに、事実を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を図りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の変化に留意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

④いじめた生徒への処置

<生徒に対して>

- ・いじめた気持ちや状況について十分に聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- ・心理的な孤独感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。

<保護者に対して>

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭に指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方を一緒に考え、具体的な助言をする。

⑤解消判断の要件

いじめが解消しているとは次の要件が最低3か月以上継続していることとする。

- ・いじめに係る行為が解消していること
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(7) 重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には、御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子供及びその保護者に提供する。

②各対応

- いじめを受けた生徒・保護者対応
 - ・事実関係、その他必要な情報提供
- 生徒対応（担当：生徒指導主事・学年主任）
 - ・臨時全校集会等の開催
- 保護者対応（担当：教頭）
 - ・臨時保護者会の開催
- 市教育委員会との連携（担当：教頭）
- 報道機関対応（担当：教頭）
- 警察対応（担当：生徒指導主事）

○平成31年4月1日改正

※ 令和元年に市教育委員会の指示で、「いじめアンケート」については全ての生徒のものを卒業後5年間、各学校で保存することになりました。